

留萌市道の駅利用許可申請書

留萌市観光拠点施設指定管理者  
特定非営利活動法人留萌観光協会  
会長 佐藤太紀様

令和 年 月 日

住所	
団体名	
代表者	
担当者	
電話	( ) ー 番

注 太枠の中を記入

裏面の許可条件に同意の上、次のとおり申請します。

1 利用申請

目的			
利用区分	1 一般 2 小学校 3 保育園 4 幼稚園 5 その他( )		
利用施設	1 船場公園	利用箇所	パークゴルフ場   多目的広場(全面・半面)
			道の駅管理棟   体験学習室1   体験学習室2 (A・B・C) 2階展望休憩室
2 屋内交流・遊戯施設(遊戯広場)			
利用期間	令和 年 月 日 時 分から		
	令和 年 月 日 時 分まで		
利用予定者数	名		
営利料金の徴収	有・無	入場料を取る場合は、入場料の類の一人当たり最高額	円

2 利用料免除申請

注 申請しない場合は空欄

理由	
----	--

許可書

利用料 円 上記申請を裏面の条件を厳守することを条件に許可する。

留萌市観光拠点施設指定管理者  
特定非営利活動法人留萌観光協会  
会長 佐藤太紀 印

許可年月日	令和 年 月 日	許可番号	
料金納入年月日	令和 年 月 日	領収書番号	

(申請書裏面)

#### 許 可 条 件

- ① 利用・占用後は復旧工事を行い、現状に復すこと。
- ② 施設を汚損した場合は、清掃を行うこと。
- ③ 利用・占用によるゴミは、申請者が処理すること。
- ④ 利用・占用に対する苦情・問い合わせは、申請者が対応すること。
- ⑤ 利用・占用中は、申請者が利用・占用区域を管理している見なす。
- ⑥ 利用・占用中の事故・災害は、申請者が解決すること。
- ⑦ 前述のほか、留萌市道の駅条例を厳守し、指定管理者の指示事項に従うこと。
- ⑧ 既納の利用金は還付しない。ただし市長が特別の事情があると認めるときはこの限りではない。